



第6条 乙が本契約に違反したときは、甲は直ちに契約を解除することができる。

第7条 この契約は、貸借期間満了の日前30日までに甲・乙双方から何らの意思表示のないときは、満了の日の翌日から更に1か年同一条件をもって更新するものとし、翌年度以降についてもまた同様とする。

第8条 本契約事項に定めのないものについては、その都度、甲・乙協議するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各その一通を保有する。

年 月 日

貸 主

住所

氏名

印

借 主

住所

氏名

印